

平成30年度輸出に取り組む事業者向け対策事業に係る海外販売促進活動報告書

山梨県果実輸出促進協議会

平成30年度輸出に取り組む事業者向け対策事業に係る海外販売促進活動について、下記のとおり報告いたします。

対象国：香港

実施時期：平成30年8月1日～8月7日（期間中は対面販売員を設置）

1. 香港山梨フェアにおける販売促進活動について

(1) 日時 8月1日～8月7日

(2) 場所 一田有限公司 (YATA Limited) 10店舗

(3) 内容

- ・商品は、青果物（モモ、ブドウ：シャインマスカット、巨峰、ピオーネなど）
- ・販売・促進活動、試食提供を実施。
- ・富裕層だけでなく一般人も日本産の青果物を購入しており、日本産＝安全のイメージが定着してきている。
- ・現地ではモモ並びにシャインマスカットの人気非常高く、現地の嗜好に合っており、試食での評価も高く好調に販売を行うことが出来た。
- ・現地消費者から産地指定での注文が増えてきていることや、フェア終了後も本県産果実の売場が確保されていることからフェアの効果が表れていると思われる。
- ・今後も継続してプロモーションを実施し、日本産果実の輸出拡大を図る。

